

新	旧
<p>(参考人等に支給する旅費その他の費用)</p> <p>第二十三条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(二)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(参考人等に支給する旅費その他の費用)</p> <p>第二十三条 法第八十七条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p>